

## 尾花沢市の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

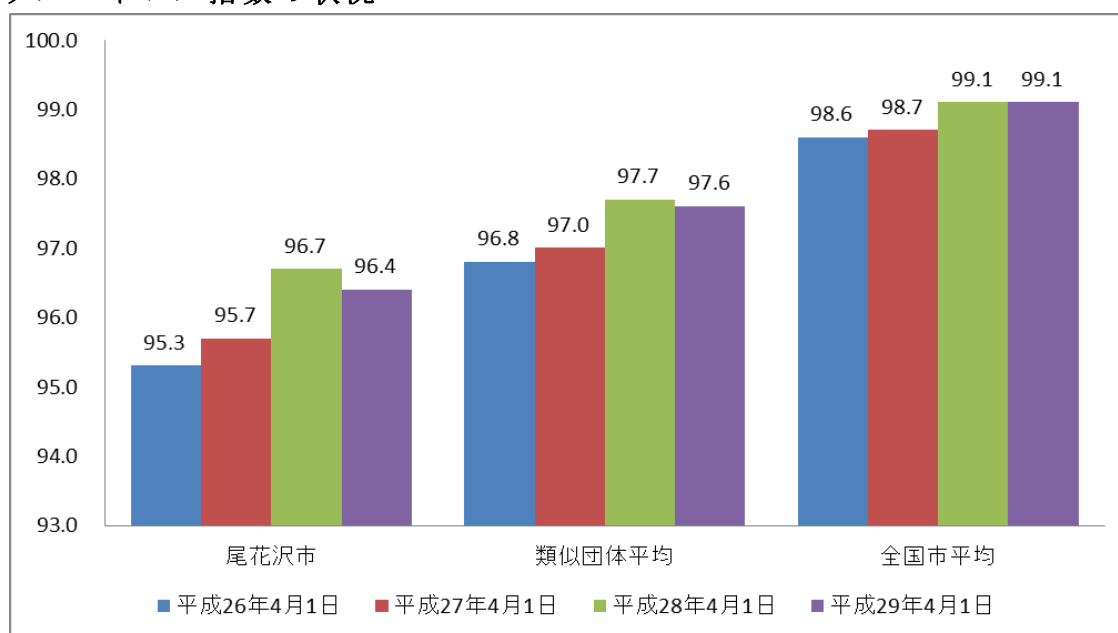
区 分	住民基本台帳人口 (29年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 27年度の人件費率
28年度	17,009人	11,746,457 千円	737,759 千円	1,943,180 千円	16.5 %	15.4%

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 たり給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	230人	801,062 千円	148,101 千円	296,983 千円	1,246,146 千円	5,418千円	5,744千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成 28 年 4 月 1 日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成 29 年 4 月 1 日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

山形県人事委員会勧告に基づき、県に準じた給料表改定を行っているため。

#### (4) 給与改定の状況 ※人事委員会を設置していないため記載なし

##### ①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
28年度	円	円	円 ( % )	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

##### ②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
28年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ①給料表の見直し

[  実施 ] 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日

(内容)山形県人事委員会勧告に準じ、給料表を改定し(医(一)を除く)、1人当たりの給料月額は平均1,700円の引き上げ。概ね55歳未満は増額、55歳以上は減額改定となる。減額改定となった職員については、平成30年3月31日まで現給保障を実施。

技能労務職給料表については、県に準拠し、1級制から4級制とした。

##### ②地域手当の見直し

支給なし

##### ③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、山形県人事委員会勧告に準じ見直しを実施。通勤手当については、山形県職員に準じ、手当額を改定。概ね30km以上の通勤距離に該当する通勤手当が増額。(平成27年4月1日実施)

## (6)特記事項

なし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
尾花沢市	41.8 歳	305,900 円	354,864 円	331,694 円
山形県	44.1 歳	342,900 円	422,800 円	369,300 円
国	43.6 歳	330,531 円	—	410,719 円
類似団体	42.4 歳	316,753 円	366,514 円	340,895 円

#### ② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
尾花沢市	46.2 歳	10 人	289,200 円	310,890 円	303,248 円	—	—	—	—
うち学校給食員	46.5 歳	4 人	302,100 円	311,075 円	310,392 円	調理師	40.5 歳	228,000 円	1.36
うち自動車運転手	60.9 歳	2 人	297,100 円	317,750 円	299,225 円	自家用乗 用自動車 運転者	53.5 歳	221,400 円	1.44
うちその他	38.5 歳	4 人	272,400 円	307,300 円	298,133 円	—	—	—	—
山形県	48.8 歳	502 人	336,800 円	376,600 円	356,400 円	—	—	—	—
国	50.6 歳	2,722 人	286,833 円	—	328,360 円	—	—	—	—
類似団体	50.7 歳	17 人	306,316 円	328,137 円	318,630 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
尾花沢市	—	—	—
うち学校給食員	5,060,100 円	3,036,100 円	1.67
うち自動車運転手	4,927,200 円	3,197,000 円	1.54
うちその他	4,779,900 円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成 26 年～28 年の 3 ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員において前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

### ③ 消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
尾花沢市	32.8 歳	255,000 円	320,884 円	295,817 円
山形県	—	—	—	—
国	—	—	—	—
類似団体	36.0 歳	278,907 円	340,606 円	303,353 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区 分		尾花沢市	山形県	国
一般行政職	大学卒	182,100 円	182,100 円	178,200 円
	高校卒	149,300 円	149,300 円	146,100 円
技能労務職	高校卒	144,700 円	144,700 円	—
	中学卒	131,700 円	131,700 円	—
消防職	大学卒	—	—	—
	高校卒	153,800 円	—	—

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

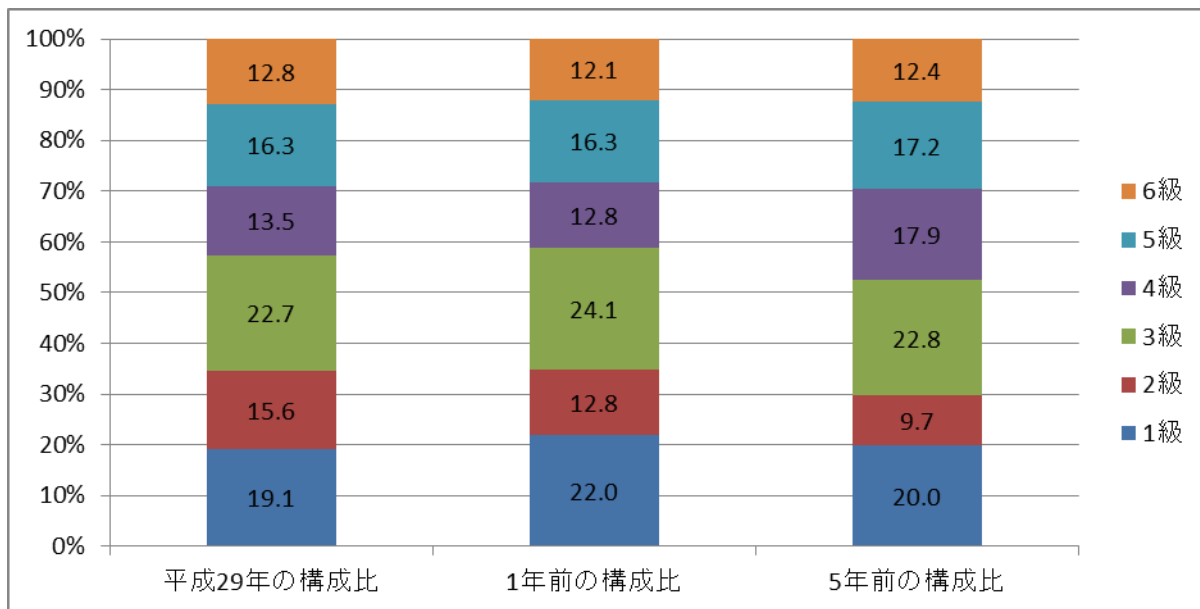
区 分		経験年数 10 年以上 ～15 年未満	経験年数 20 年以上 ～25 年未満	経験年数 25 年以上 ～30 年未満	経験年数 30 年以上 ～35 年未満
一般行政職	大学卒	258,200 円	358,200 円	385,100 円	400,100 円
	高校卒	229,400 円	312,500 円	353,500 円	392,800 円
技能労務職	高校卒	—	290,900 円	315,700 円	—
	中学卒	—	—	—	—

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成29年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	課長	18人	12.8%	324,800円	418,500円
5級	課長補佐	23人	16.3%	293,500円	400,900円
4級	主査・係長	19人	13.5%	266,900円	388,700円
3級	係長・主任	32人	22.7%	233,000円	357,000円
2級	主事	22人	15.6%	195,900円	310,100円
1級	主事	27人	19.1%	144,700円	252,100円

(注) 1 尾花沢市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成29年4月2日から平成30年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

尾花沢市	山形県	国
1人当たり平均支給額（28年度） 1,351千円	1人当たり平均支給額（28年度） 1,686千円	—
（28年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.65月分 （1.40）月分 （0.80）月分	（28年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.65月分 （1.40）月分 （0.80）月分	（28年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.70月分 （1.45）月分 （0.80）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### ○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（尾花沢市）

平成29年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

##### (2) 退職手当（平成29年4月1日現在）

尾花沢市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）			定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）		
1人当たり平均支給額		17,053千円			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成 29 年 4 月 1 日現在）※制度なし

(4) 特殊勤務手当（平成 29 年 4 月 1 日現在）

支給実績（28 年度決算）		17,534 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（28 年度決算）		1,252,450 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（28 年度）		5.3%		
手当の種類（手当数）		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (28 年度決算)	左記職員に対する支給単価
医務手当	診療所に勤務する医師	医務に従事したとき	14,716 千円	①基準額月 医師免許取得年度 月額 260,000円 翌年度は20,000円を加え、以下1年増すごとに20,000円ずつ加えた額と職務の級の区分による月額との合計額とする。 1級 80,000円 2級 90,000円 3級 100,000円 4級 110,000円 ②医務手当（月額） 所長 200,000円 医長 120,000円 ③救急診療待機手当（日額） 18,000円以内 ④救急診療手当（日額） 救急診療待機中、診療業務に従事した医師 18,000円以内 ⑤日曜当番診療手当（日額） 35,000円 ⑥健康診断業務手当（月額） 40,000円以内 ⑦嘱託医師業務手当（月額） 100,000円以内
診療業務手当	診療所に勤務する職員	放射線、臨床検査及び伝染性疾患の治療に従事したとき	—	月額 1,500 円
		死体の処置に従事したとき	12 千円	1 回 500 円
夜間看護手当	診療所に勤務する職員	勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき	2,806 千円	4 時間を超える場合 勤務 1 回につき 4,200 円 4 時間に満たない場合 勤務 1 回につき 2,000 円

(4) 時間外勤務手当

支給実績（28 年度決算）	62,493 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 （28 年度決算）	272 千円
支給実績（27 年度決算）	60,959 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 （27 年度決算）	264 千円

（注） 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（28 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当（平成 29 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	1.配偶者 10,000円 2.子 8,000円 （職員に配偶者がいない場合は1人目のみ10,000円） 3.父母等 6,500円 （職員に配偶者及び子がいない場合は1人目のみ9,000円） ※扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき、5,000円加算	同	—	24,553千円	198,008円
住居手当	借家、貸間に居住している職員 1.月額23,000円以下の家賃の場合 家賃－12,000円 2.月額23,000円を超える家賃の場合 11,000円＋{(家賃－23,000円)÷2} 【限度額27,000円】	同	—	13,309千円	251,113円
通勤手当	1.自家用車使用 通勤距離に応じて支給 限度額37,200円 2.交通機関等利用 利用区間等に応じて支給 限度額55,000円	異	支給額	9,362千円	73,141円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 月額41,000円	異	支給額	9,183千円	459,150円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等に勤務した場合 135/100	同	—	11,510千円	217,170円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時～翌日の午前5時までに勤務した場合 25/100	同	—	3,341千円	72,630円
寒冷地手当	寒冷地に在勤する職員に対し、11月から翌年3月まで支給 扶養親族のある職員 17,800円 その他世帯主である職員 10,200円 その他の職員 7,360円	同	—	14,350千円	63,496円



## 5 特別職の報酬等の状況（平成29年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給料	市長	910,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額
	副市長	680,000円	1,010,000円 / 460,000円 800,000円 / 325,000円
報酬	議長	420,000円	500,000円 / 304,000円
	副議長	375,000円	450,000円 / 265,000円
	議員	350,000円	420,000円 / 249,000円
期末手当	市長 副市長	(28年度支給割合) 3.15月分	
	議長 副議長	(28年度支給割合) 3.15月分	
退職手当	市長 副市長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)	
	備考	退職日給料月額×勤続月数×56.7/100 24,767千円 任期ごとか通算か選択可 退職日給料月額×勤続月数×33.1/100 10,804千円 任期ごとか通算か選択可	

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

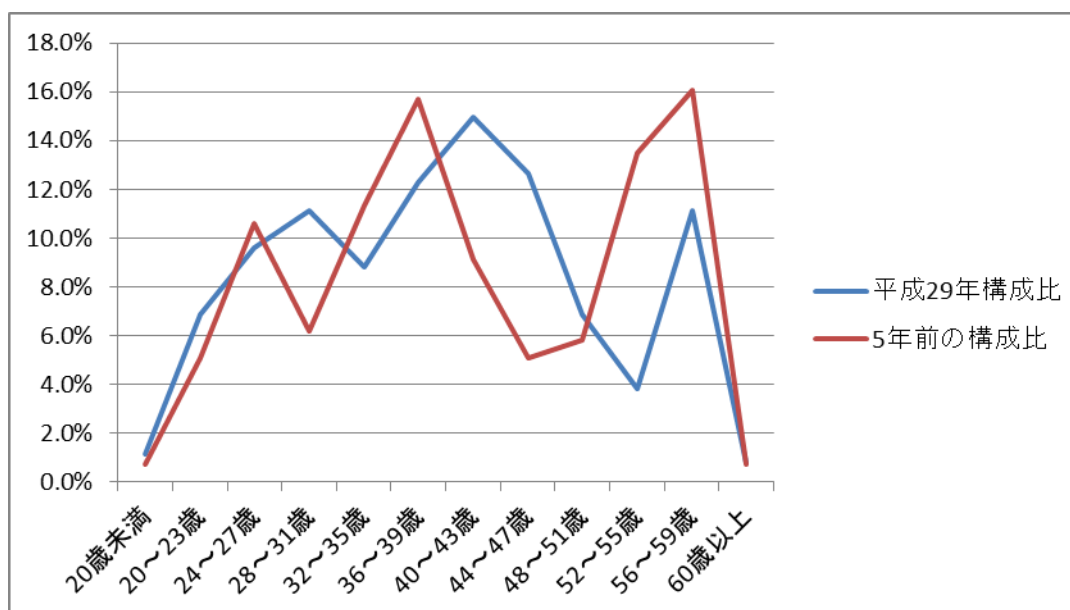
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		平成28年	平成29年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	4		業務の見直し、課の新設による増 業務の統廃合による減
		総 務・企 画	50	51	▲1	
		税 務	13	12		
		労 働	1	1		
		農 林 水 産	14	14		
商 工		8	8			
土 木		15	15			
民 生	35	35				
	衛 生	15	14	▲1	業務の統廃合による減	
	計	155	154	▲1	<参考> 人口1万人当たり職員数 90.54人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 73.55人)	
	教育部門	25	25			
	消防部門	50	49	▲1	退職者不補充による減	
	小 計	230	228	▲2	<参考> 人口1万人当たり職員数 134.05人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 97.41人)	
公 営 会 計 等 部 門	病 院	16	17	1	業務増による増	
	水 道	4	4			
	そ の 他	12	12			
	小 計	32	33	1		
	合 計	262 [310]	261 [310]	▲1	<参考> 人口1万人当たり職員数 153.45人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成29年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	18人	25人	29人	23人	32人	39人	33人	18人	10人	29人	2人	261人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	29年	28年	27年	26年	25年	24年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	154	155	155	157	158	158	▲4 (▲2.5%)
教育	25	25	26	28	31	33	▲8 (▲24.2%)
消防	49	50	50	50	50	49	0 (0%)
普通会計計	228	230	231	235	239	240	▲12 (▲5.0%)
公営企業等会計計	33	32	33	33	35	35	▲2 (▲5.7%)
総合計	261	262	264	268	274	275	▲14 (▲5.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。